（給与の内払）

第二条　改正後の給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十三号

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に改め、同項第二号中「百分の七十四」を「百分の七十八」に改め、同項第三号中「百分の五十五・五」を「百分の五十八・五」に改め、同項第四号中「百分の二十七・七五」を「百分の二十九・二五」に改める。

別表第二給料月額の欄中「二六八、九〇〇円」を「二六九、〇〇〇円」に改める。

第二条　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号中「百分の七十八」を「百分の七十六」に改め、同項第三号中「百分の五十八・五」を「百分の五十七」に改め、同項第四号中「百分の二十九・二五」を「百分の二十八・五」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同法（同項において「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

総務大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十四号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十三万三千五百円」を「十三万五千五百円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万五千八百円」を「十一万七千円」に改め、同条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二十五条の二第二項中「十万二千五百円」を「十万三千七百円」に改め、同条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級
	俸給	俸給月額	俸給月額
		円	円
	1	204,000	331,100
	2	205,700	333,300
	3	207,300	335,400
	4	209,000	337,400
	5	210,800	339,600
	6	212,400	341,500
	7	214,100	343,700
	8	215,700	345,800
	9	217,500	347,500
	10	219,400	349,600
	11	221,300	351,700
	12	223,200	353,800
	13	224,700	355,900
	14	226,700	357,900
	15	228,700	359,900
	16	230,700	361,900
	17	232,500	363,500
	18	235,200	365,400
	19	237,900	367,200
	20	240,600	369,200